第3回社会保障審議会 少子化対策特別部会 平成20年2月1日

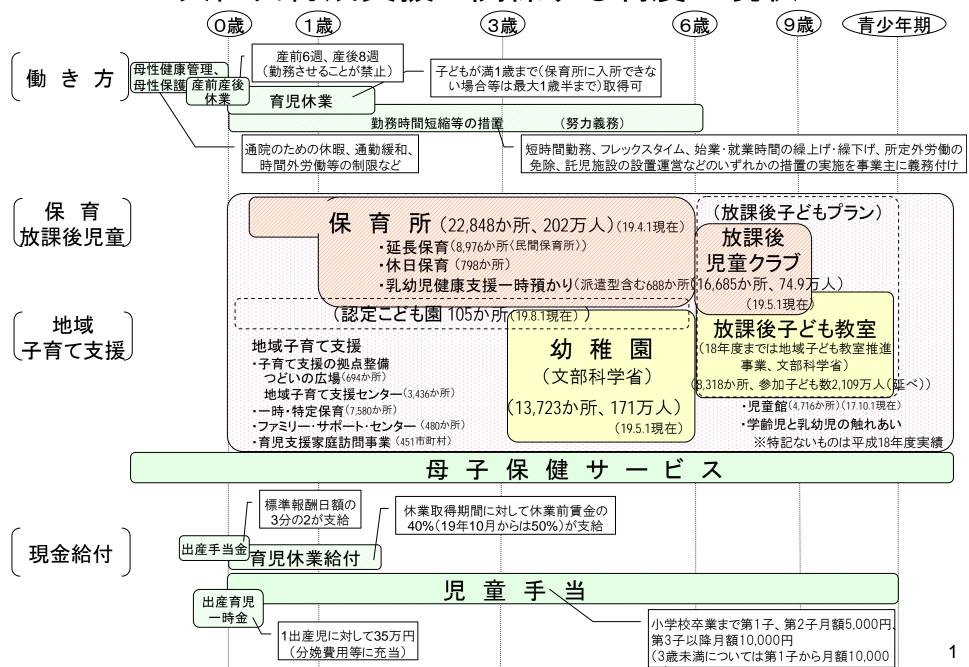
参考資料4

次世代育成支援に関する 先行して取り組むべき 制度的課題について

《参考資料》

- ※ 第1回少子化対策特別部会資料3-2
- ※ 第1回提出資料中16、18及び19ページの一般事業主行動計画 の策定・届出、認定及び公表の状況について、時点修正したもの

次世代育成支援に関係する制度の現状



包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築

多様な子育て支援のニーズ

就労等の間の子どもの発達を支える保育

家庭における子育ての支援

子育でに関する 不安や悩みの 相談機能 身近な場所に、 育児相談・親 子の交流の場 用事や育児疲れ解消のための 一時保育の場 勤務時間に応じ た柔軟な保育 サービス 育児休業等と つながる円滑な 保育所への入所











地域子育て支援の 基本メニューの面的な展開

- ①すべての子育て家庭に対する「全戸訪問」
- ② 子育て中の誰もが利用できる「地域子育て支援拠点」
- ③ 専業主婦(夫)や育児休業中の者のニーズにも対応する「一時預かり」
- ④ 特に困難な状況を抱える家庭に対する「訪問支援」などの継続的な支援

多様で弾力的な

保育サービス

家庭的保育(保育マ

の充実、仕組みの検

事業所内保育施設の

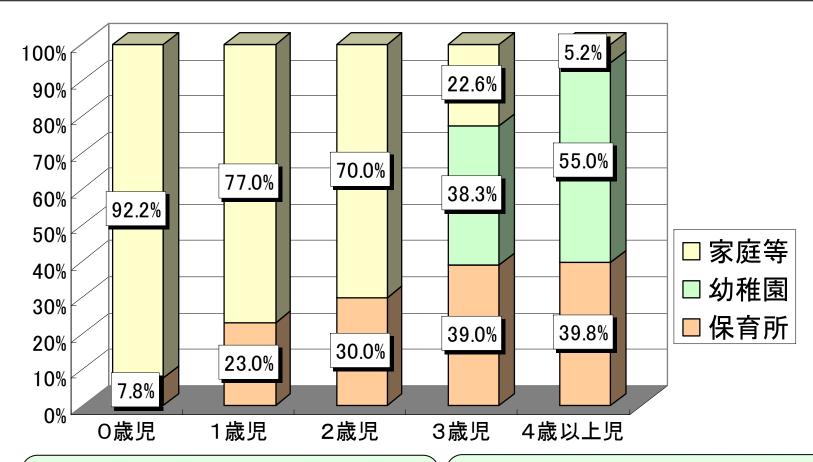
地域での活用

保育所における 保育

児童虐待や障害など特に困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組の強化

就学前児童が育つ場所(平成19年)

- 3歳以上児のかなりの部分(4歳以上児はほとんど)が保育所又は幼稚園に入所
- 3歳未満児(0~2歳児)で保育所に入所している割合は約2割



- ・就業継続の希望の増加に伴うサービス基盤の整備
- ・多様な働き方に対応した弾力的なサービス供給
- ・ワークライフバランスを実現していく中で、男女を通 じた家庭における子育てへの支援
- ・量的には幼保合わせればかなりの部分をカバー
- ・親の就労形態に柔軟に対応できるよう「認定こども園」制度も整備
- 幼児教育機能の充実

子育て世代の女性の労働力率と認可保育サービス利用割合(3歳未満児)

		日本	フランス	スウェーデン	ドイツ
女性労働力率					
(2005)	25~29歳	71.6%	78.4%	83.2%	73.5%
	30~34歳	61.6%	78.9%	84.6%	74.4%
	35~39歳	62.3%	81.4%	88.1%	78.7%
(うち有額	 配偶)				
	25~29歳	48.4%	72.4%	78.8%	58.7%
	30~34歳	48.1%	74.6%	83.1%	64.8%
	35~39歳	54.5%	78.9%	88.6%	73.3%
	児のうち認	20%(2006)	42%(2004)	44%(2004)	14%(2006)
可された保育サー ビスを利用する者 の割合		0歳児 7% 1歳児 22% 2歳児 29%	集団託児所 11% 家庭託児所 3% 認定保育ママ 29%	0歳児 0% 1歳児 45% 2歳児 87%	旧西独 8% 旧東独 39%
			※このほか、2歳児の 26%が幼稚園の早 期入学を利用	就学前保育施設 40% 保育ママ 4%	保育所 12% 保育ママ 2%

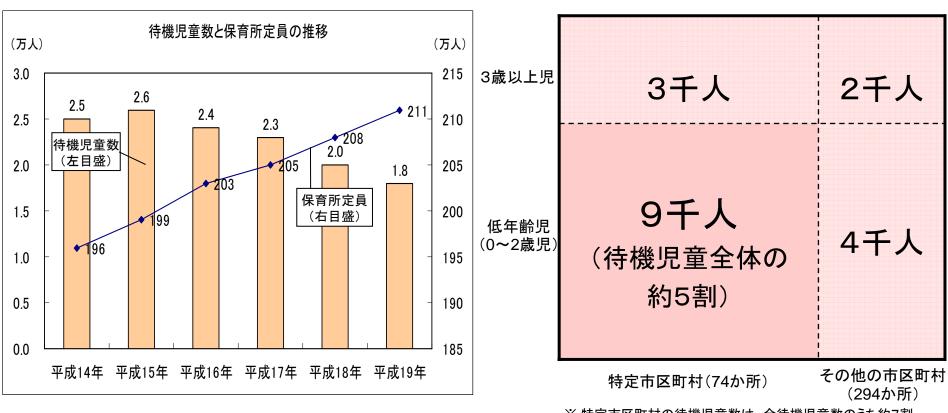
(資料)〈労働力率〉総務省統計局: 国勢調査(日本) Eurostat: The European Union Labour Force Survey(フランス、スウェーデン、ドイツ) 〈保育サービス利用割合〉厚生労働省: 福祉行政報告例(日本) Drees: L'accueil collectif et en crèche faamiliale des enfants de moins de 6 ans en 2004(フランス) Statistics Sweden: Statistical Yearbook of Sweden 2006(スウェーデン) Statistisches Bundesamt: Pressemitteilung vom 1. März 2007 "285 000 Kinder unter 3 Jahren in Tagesbetreuung"(ドイツ)

保育所待機児童の現状

- 〇平成19年4月1日現在の待機児童数は1万7,926人(4年連続で減少)
- 〇待機児童が多い地域の固定化
 - ・待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める
- ○低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約70%

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

【保育所入所待機児童 1万8千人 の内訳】



- ※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。
- ※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。 5

家庭的保育事業について

【事業内容】

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する。

※ 平成12年度創設(保育需要の増に対応するための応急措置としての位置付け)

【家庭的保育者の要件】

- ・保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- ・現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと

【対象児童】

主に3歳未満児

【対象児童数】

3人以下(別途「補助者」を雇用する場合については5人以下)

【実施場所】

家庭的保育者自身の居宅等市町村が適当と認めた場所

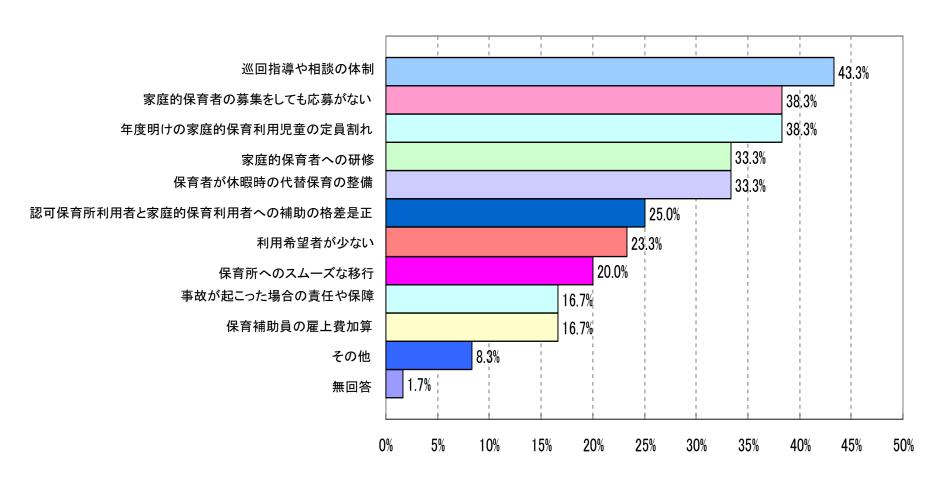
「設備要件」

- ・保育を行う部屋:9.9m²+(3人を超えた利用児童数×3.3m²)
- ・児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は公園・空き地・神社境内等の開かれた空間があること。
- ・衛生的な調理設備を有すること。

事業実施状況等の推移

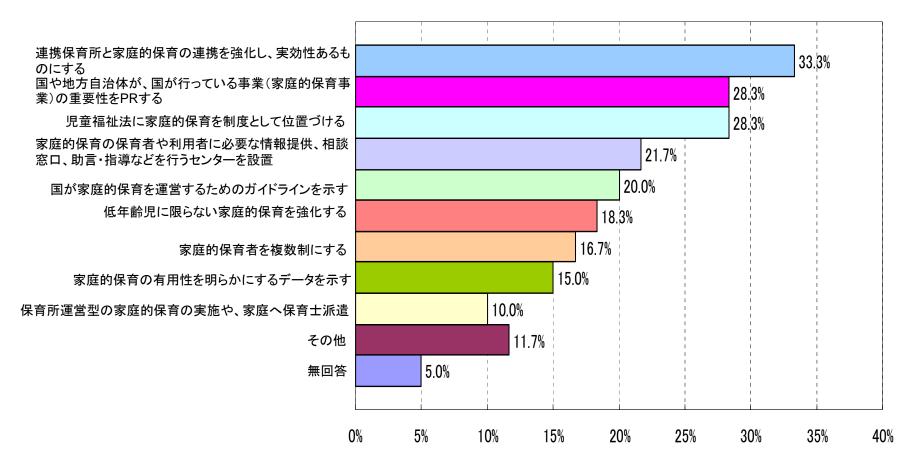
区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度		
児童数(人)	102	99	313	276	319		
(保育ママ数(人))	(46)	(53)	(103)	(93)	(105)		
【参考】地方単独事業の実施状況(※)							
児童数(人)	1, 413	1, 501	1, 381	1, 509	1, 405		
(保育ママ数(人))	(934)	(956)	(910)	(935)	(926)		

家庭的保育実施の問題や課題(複数回答可)



[※] 子ども家庭総合研究所が平成19年1月~2月に人口10万人以上の都市及び東京都内の区市に対して行った調査の結果による。

家庭的保育を強化・充実するための条件(複数回答可)



[※] 子ども家庭総合研究所が平成19年1月~2月に人口10万人以上の都市及び東京都内の区市に対して行った調査の結果による。

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問 育児支援家庭訪問 ス対応会議 内容 問 ・子育て支援の情報提供 ・母親の不安や悩みに耳 を傾ける 全戸訪問の結果に基づき、 必要に応じケース対応会議 ・ 養育環境の把握 を行うとともに、要支援家庭 に対する訪問指導を行う。 庭訪問者 (虐待防止ネットワーク)要保護児童対策地域協議会 保健師·助産師·看護師、保育士、 愛育班員、母子保健推進員、児童委員、 子育て経験者等について、人材発掘・ 研修を行い、幅広く登用

ハイリスクアプロ-

ポピュレーションアプローチ

地域子育て支援拠点事業(平成19年度より)

	ひ ろ ば 型	センター型	児童館型 (「民間児童館活動事業」の中で実施)
機能	常設のつどいの場を設け、地域の子育て 支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、 子育て全般に関する専門的な支援を行う拠 点として機能すると共に、地域支援活動を 実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場 を設け、子育て支援活動従事者による地 域の子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。)社会福祉法人、	NPO法人、民間事業者等への委託等も可	
基本事業	①子育て親子の交流の均 ③地域の子育て関連情報 施		等に関する相談・援助の実施 なび子育て支援に関する講習等の実
実施形態	(1) ~④の事業を子育て親子が気軽に集い、 うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に 交流を図る常設の場を設けて実施 ・出張ひるばの実施(市町村直営の場合を除く。)((既にひろば事業を実施している主体が、翌年度の常 ひろば開設のステップとして、週1~2回出張ひろ を開設する場合に加算) ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受 ・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを 促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子 が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支 援や見守り等を行う取組の実施	ば 子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応	①〜④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育で中の当事者、や経験者をスタッフに交えて実施・地域の子育で力を高める取組の実施(加算) ○ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関 する知識・経験を有する者(2名以上)	保育士等(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育でに関する知識・ 経験を有する者(1名以上)に児童館の職員が協力して 実施
実施 場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、 民家、マンション・アパートの一室等を活	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設 等で実施	児童館
開設 日数 等	用 週3~4日、週5日、週6~7日、 1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

[※]地域子育て支援センター(小規模型)については、3年間の経過措置期間内(平成21年度末まで)に、ひろば型かセンター型へ移行

一時保育促進事業

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育など、需要に応じた保育サービス を提供することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業の内容

児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業。

実施要件

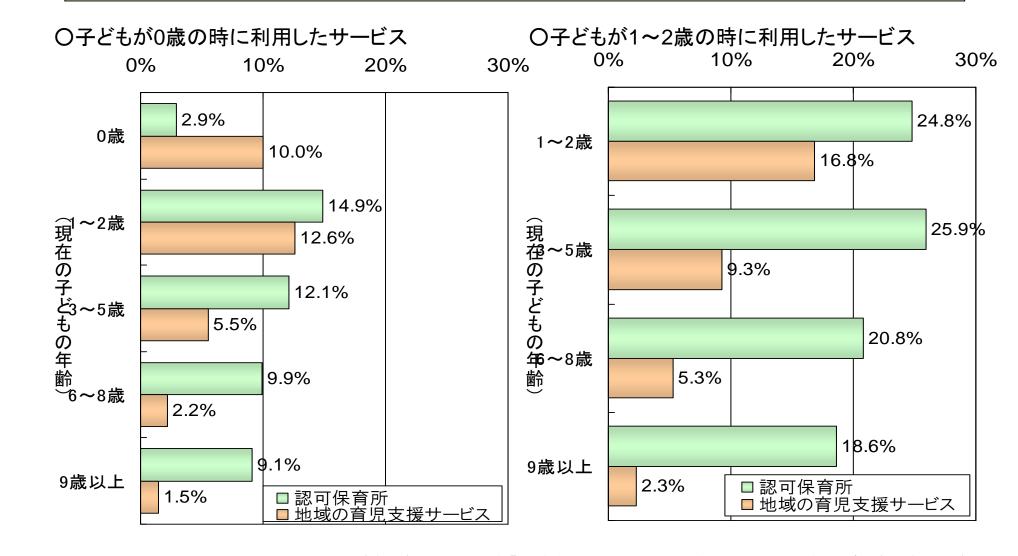
- 対象児童の多さ等に応じて必要となる保育士を配置
- 原則、一時保育専用の部屋を確保
- 保育所以外の公共的施設で実施する場合は保育士2名以上配置 ※実態としては保育所で実施されている



◆育児疲れの解消 ◆緊急・一時的保育ニーズへの対応

各種子育て支援サービスの利用状況

○ 各種子育て支援サービスの利用状況を見ると、年代によって多少のバラツキがあるが、 全体的に利用したことのある人の割合が低い。



(資料)厚生労働省「社会保障に関する公私機能分担調査報告書」(平成15年)12

子育て支援関係事業の取組状況

事業名	16年度実績	17年度実績	18年度実績 (交付決定ベース)	プラン目標値
通常保育事業 (保育所定員数)	205万人 (平成17年4月1日現在)	208万人 (平成18年4月1日現在)	211万人 (平成19年4月1日現在)	215万人
放課後児童クラブ	15,184か所 (平成17年5月1日現在)	15,857か所 (平成18年5月1日現在)	16,685か所 (平成19年5月1日現在)	17,500か所
地域における子育て拠点の整備 ・つどいの広場 ・地域子育て支援センター	2,936か所 154か所 2,782か所	3,629か所 480か所 3,149か所	4,130か所 694か所 3,436か所	6,000か所 1,600か所 4,400か所
ファミリーサポートセンター	344か所	437か所	480か所	710か所
一時保育·特定保育事業	5,534か所	6,219か所	7,580か所	9,500か所
ショートステイ事業	364か所	481か所	643か所	870か所
トワイライトステイ事業	134か所	270か所	524か所	560か所
病児•病後時保育事業	496か所	598か所	688か所	1,500か所
延長保育事業	12,954か所	13,083か所	15,261か所	16,200か所
休日保育事業	607か所	681か所	798か所	2,200か所
夜間保育事業	64か所 (平成17年4月1日現在)	66か所 (平成18年4月1日現在)	69か所 (平成18年11月1日現在)	140か所

⁽注1)「16年度実績」は、平成16年度終了後における各事業の実績値。(子ども・子育て応援プラン策定時は、まだ平成16年度の事業が実施途上であったことから、プランには実施見込み数で表記していたため、上記の数値とは異なっている。)
13

⁽注2)平成18年度実績(交付決定ベース)における延長保育事業については、公立分6,285か所、民間分8,976か所となっている。

子育て支援関係事業の地域の取組状況

○ 各種子育て支援サービスの実施状況を見ると、自治体間の差が大きい。

平成17年度子育て支援関係事業実績(都道府県別)

	平成17年度子育で支援関係事業実績(都道府県別)			
	Out to 07 throat Hilling b		50~75%	75%以上
	①地域の子育て支援拠点 (つどいの広場事業、地域 子育て支援センター事業)		③ファミリー・サポー ト・センター事業	④育児支援家庭訪問事業
北海道	28. 4%	26. 8%	5. 6%	5. 69
青森県	54. 3%	68. 2%	7. 5%	7. 59
岩手県	33. 3%	48. 0%	20. 0%	11. 49
宮城県	27. 4%	22. 4%	19. 4%	25. 09
秋田県	39. 1%	56. 4%	12.0%	8. 09
山形県	38. 1%	53. 2%	25. 7%	31. 49
福島県	21. 7%	30. 8%	9.8%	9. 89
茨城県	53. 4%	51. 3%	22. 7%	34. 19
栃木県	33. 1%	79. 3%	21. 2%	12. 19
群馬県	48. 3%	66. 1%	17. 9%	12. 89
埼玉県	41.5%	58. 3%	47. 9%	26. 8%
千葉県	29.8%	43. 9%	25. 0%	21. 4%
東京都	8.9%	57. 1%	72.6%	33. 9%
神奈川県	34. 1%	83.0%	51. 4%	37. 1%
新潟県	52.5%	80.8%	28. 6%	14. 3%
富山県	41.7%	110. 7%	53. 3%	26. 7%
石川県	67.6%	165. 7%	10. 5%	52. 6%
福井県	49.4%	113.0%	0.0%	35. 3%
山梨県	40. 2%	51. 5%	13. 8%	51. 7%
長野県	42.5%	67. 4%	9.9%	14. 8%
岐阜県	47.9%	56. 8%	23. 8%	26. 2%
静岡県	77. 8%	102.6%	33. 3%	19.0%
愛知県	27. 7%	33. 1%	48. 4%	40. 6%
三重県	47. 1%	28. 5%	34. 5%	27. 6%
 滋賀県	45. 0%	64. 0%	26. 9%	23. 1%
京都府	37.0%	45. 3%	28.6%	42. 9%
大阪府	42.9%	80. 3%	69. 8%	41. 99
兵庫県	21.0%	67. 4%	36.6%	22. 09
奈良県	32. 7%	42. 1%	10. 3%	20. 5%
和歌山県	22.8%	16. 9%	10.0%	6. 7%
鳥取県	71. 7%	55. 0%	36.8%	10. 5%
島根県	34. 3%	166. 7%	47. 6%	33. 3%
岡山県	45. 7%	82. 3%	31.0%	24. 1%
広島県	32. 7%	70. 1%	39.1%	34. 8%
山口県	50.0%	95. 3%	45. 5%	22. 7%
徳島県	34. 8%	78. 3%	16. 7%	12.5%
香川県	68. 8%	73. 8%	0.0%	29. 4%
宣川宗 愛媛県	31.0%	55. 2%	20.0%	10. 0%
高知県	23. 5%	13. 6%	2. 9%	8. 6%
福岡県	26. 1%	60. 0%	17. 4%	23. 29
個岡県 佐賀県	29. 8%	96. 8%	8. 7%	13. 09
<u>佐貞宗</u> 長崎県	40. 5%	91. 3%	8. 7%	47. 89
能本県	57. 1%	84. 2%	20. 8%	12. 59
大分県	31.0%	50, 3%	27. 8%	27. 89
<u>八刀乐</u> 宮崎県	26.6%	74. 1%	6.5%	12. 99
直啊乐 鹿児島県	20.4%	35. 1%	4. 1%	14. 39
<u>庇冗局乐</u> 沖縄県	32.1%	85. 9%	9.8%	29. 39
<u>冲繩宗</u> 合計	35. 9%	61.5%	23. 7%	
	30.9% +実施か影響・公立の学校数 (H19		Z3. 7% 大宇族吉町村教主報道店園	

※(①②)については実施が所数÷公立中学校数 (HI8.5.1時点) 、③④については実施市町村数÷都道府県内市町村数 (HI8.3.31時点) により算出。

	平成17年度	子育て支援関係事業	美実績(東京都) 50~75%	75%以上
	①地域の子育て支援拠点 (つどいの広場事業、地域 子育て支援センター事業)	②一時・特定保育事業	③ファミリー・サポー ト・センター事業	④育児支援家庭訪問事業
千代田区	0.0%	400.0%	0	×
中央区 港区	0.0%	0. 0% 20. 0%		×
新宿区	10.0% 27.3% 0.0%	163. 6%	8	8
文京区	27.3%		×	×
台東区	0.0%	25. 0%	Ô	×
墨田区	7. 7%	7 7%	Ö	×
江東区	4. 5% 5. 6%	36. 4%	<u>Q</u>	×
品川区 目黒区	5. 6% 20. 0%	250. 0% 0. 0%	8	8
大田区	3.6%	0.0%	8	×
世田谷区	6.5%	12. 9%	×	Ô
渋谷区	75.0%	25. 0% 14. 3%	0	Ö
中野区	0.0%		Q	Q
杉並区 豊島区	0. 0% 0. 0%	43. 5% 75. 0%	8	8
北区	0.0%	75. 0% 88. 9%	8	8
荒川区	0.0%	10.0%	8	×
板橋区	13.0%	13.0%	8	Ö
練馬区	8.8%	5. 9%	Q	×
足立区	Q. Q%	5. 4% 62. 5%	9	O
葛飾区 江戸川区	0.0% 4.2% 21.2% 7.9%	62. 5% 0. 0%	<u> </u>	×
八王子市	2 1· 6%	34. 2%	8	Ô
立川市	() ()%	0.0%	8	8
武蔵野市	Ŏ. Ŏ% 14. 3%	100.0%	×	Ö
三鷹市	14. 3%	128. 6%	0	0
青梅市	9. 1% 0. 0%	72. 7% 145. 5%	×	×
府中市 昭島市	33.3%	266. 7%	8	×
調布市	0.0%	75. 0%	8	Ô
町田市	40° 00′	250.0%	Ö	Ö
小金井市	Q. 0%	120. 0%	Q	×
小平市 日野市	25. 0%	0.0%		×
東村山市	25. 0% 0. 0%	75. 0% 142. 9%	8	O ×
国分寺市	0.0%	40.0%	8	×
国立市	0.0%	66. 7%	Ŏ	×
福生市	Ö. Ö%	333. 3%	×	×
狛江市	0.0%	0.0%	O	×
東大和市 清瀬市	0. 0% 20. 0%	40. 0% 160. 0%	×	×
東久留米市	14. 3%	85. 7%	8	×
武蔵村山市	20.0%	40.0%	Ŏ	×
多摩市	0.0%	100.0%	0	0
稲城市	0. 0%	100.0%	Q	×
羽村市あきる野市	66. 7% 16. 7%	133. 3% 50. 0%	8	×
西東京市	16. 7%	66. 7%	8	×
瑞穂町	0.0%	100, 0%	ŏ	×
日の出町	Ö. Ö%	150.0%	×	×
檜原村	Q. Q%	Q. Q%	X	×
<u>奥多摩町</u> 大島町	0.0%	0. 0% 133. 3%	×	×
<u>人島町</u> 利島村	0.0%	0.0%	×	×
新島村	0.0%	0.0%	×	×
神津島村 三宅村	0. 0%	0.0%	×	×
	Q. Q%	Ŏ. 0%	×	×
御蔵島村	0.0%	0. 0% 0. 0%	×	×
八丈町 青ヶ島村	0.0%	0. 0% 0. 0%	×	×
小笠原村	0.0%	0.0%	×	
合計	8.9%	57. T%	44	21
	make a make a section of the latest contract	E set by @@s		

※①②については実施か所数÷公立中学校数(HI8.5.1時点)、③④については〇は実施、×は未実施。
※①地域の子育て支援拠点については、東京都単独事業により実施されている「子ども家庭支援センター」は含まない。

次世代育成支援対策推進法の概要

次世代育成支援対策推進法(平成17年4月から10年間の時限立法)

地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、 10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画
 - →地域住民の意見の反映、計画の 内容·実施状況の公表 等

事業主行動計画の策定

- ①一般事業主行動計画(企業等)
 - →大企業(301人以上):義務

中小企業(300人以下):努力義務

- 一定の基準を満たした企業を認定
- ②特定事業主行動計画(国·地方公共団体等)
 - →策定·公表

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

·都道府県、市町村、事業主、社会福祉·教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

·事業主団体等による情報提供、相談等 の実施

次世代法に基づく行動計画策定の現状

行動計画策定指針に基づき、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定

都道府県•市町村

- 地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進、教育環境の整備等を内容とする行動計画(5か年)の策定
- 子育て支援に関連する14の事業をはじめと して、できるだけ具体的な目標を掲げることを 推奨

行動計画の策定状況(18年10月現在)

都道府県:全都道府県で策定済み

市 町 村 :全市町村で策定済み

特定事業主(国、都道府県、市区町村)

- 職員の仕事と子育ての両立支援のための行動計画(概ね5か年)の策定
- ○目標達成の努力義務

行動計画の策定状況(18年10月現在)

国の機関:全機関で策定済み 都道府県:全都道府県で策定済み

市区町村:約89%の市区町村において策定済み

一般事業主(企業)

- 仕事と子育ての両立支援のための雇用 環境の整備、働き方の見直しに資する労 働条件の整備等を内容とする行動計画 (概ね2~5か年)の策定
- 行動計画を策定、実行し、一定の要件を 満たした企業については、厚生労働大臣 が認定

行動計画の策定状況(19年12月末現在)

大 企 業 :98.3%(13,216社)が策定届出 (従業員301人以上 — 策定が義務付け)

中小企業 :9,693社が策定届出

(従業員300人以下 - 策定が努力義務)

認定状況(19年12月末現在)

認定企業:403社(301人以上371社、 300人以下32社)

地方公共団体の行動計画の推進

- 〇 市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定、公表。(平成 18年10月1日現在で、すべての市町村が行動計画を策定)
- 策定された行動計画を集計すると、以下のような子育て支援事業の拡充が盛り込まれている。

子ども・子育て応援 平成17年4月 平成21年4月 プランの目標値 通常保育事業(保育所定員数) 221万人 205万人 215万人 平成17年5月 平成21年度 放課後児童クラブ事業(クラブ数) 17,500か所 17,509か所 15.184か所 平成16年度実績(国庫補助事業) 平成21年度 6,000か所 2,936か所 6,432か所 子育て拠点の設置 ・地域子育て支援センター(施設数) 2,782か所 4,570か所 4,400か所 ・つどいの広場(か所数) 154か所 1.862か所 1,600か所 344か所 819か所 710か所 ファミリー・サポート・センター(か所数) 9,500か所 5,534か所 10,182か所 一時·特定保育事業(保育所数) ショートスティ事業(施設数) 838か所 364か所 870か所 トワイライトスティ事業(施設数) 134か所 585か所 560か所 1,422か所(派遣型含む) 病後児保育事業(施設数) 496か所(派遣型含む) 1,500か所 16,200か所 延長保育事業(保育所数) 12,954か所 16,630か所 1,978か所 607か所 2,200か所 休日保育事業(保育所数) 140か所 夜間保育事業(保育所数) 64か所(17年4月) 157か所

次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

行動計画の策定

- ·大企業(301人以上) →<u>義務</u>
- 中小企業(300人以下)→努力義務

[平成17年4月1日~]

届出•実施

- ·各都道府県労働局 に<u>届出</u>
- ・目標達成に向けて 計画実施

計画終了•目標達成

- ·次期行動計画の 策定·実施
- ・認定の申請

[<u>平成19年4月1日~</u>]

厚生労働大臣に よる認定

- ・一定の基準を満たす企業を認定
- ・企業は商品等に認定マークを使用可

行動計画例

- 1 計画期間 平成〇年〇月〇日~平成〇年〇月〇日まで
- 2 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする

男性:年に〇人以上取得

女性:取得率〇%以上

対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者 を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回 実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

目標〇 …

対策 …

〇届出状況(平成19年12月末時点)301人以上企業の98.3%

300人以下企業 9,693社

規模計届出企業数 22,909社

(300人以下届出企業数19年9月末 7,811社) 〇認定状況(平成19年12月末時点)

認定企業

<u>403社</u> 12社

審査中の企業



認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまで の子を持つ労働者を対象とする 「育児休業の制度または勤務時 間短縮等の措置に準ずる措置」を 講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業 等取得者がおり、かつ、女性の育 児休業等取得率が70%以上だっ たこと。 など

公表サイト(両立支援のひろば)に掲載された行動計画の例

両立支援 の ひろば



URL: http://www.ryouritsushien.jp/index.php

現在の登録企業

312社 (2008年1月28日現在)

MAIN MENU

HOME

取組事例の閲覧・検索

取組事例の新規登録

両立指標で企業診断

▶ FF企業表彰関連情報

ご利用にあたって

お問い合わせ

サイトマップ

企業データ詳細 🏅

企業名 株式会社 長岡塗装店

業種 建設業

従業員数 20名(うち女性5名) 企業規模

島根県松江市西嫁島1-2-14 所在地

電話 0852-26-1641

FAX 0852-26-1643

事業概要 塗装工事業·防水工事業・とび土工・建築一式

一般事業主 行動計画

一般事業主行動計画.pdf

我が社の両 立自慢

子供の看護のために子供1人につき年間5日の 有給休暇付与(高校卒業まで) 保育所の費用の3分の1を助成 始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げ 1時間までの育児短時間勤務制度

子育て中・妊娠中の従業員の休憩室新設とマッ サージチェア・空気清浄機の購入

1週間の所定労働時間を1時間短縮 育児休業取得者の代替要員を確保

2004年 H15年度働く人と家庭にやさしい事業所

表彰(島根県商工労働部政策課)

2005年 子育て応援団賞受賞 子育てしやすい雇 用環境部門(島根県青少年家庭課少子化対策推

准室)

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやす い環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮でき るようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成17年4月1日から平成19年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 計画期間内に小学校から高校に就学している子どもの看 護のための有給休暇を延べ5日取得できる制度の導入

<対策>

・平成17年9月 制度の実施にむけて役員研修を行う

- ・平成18年1月~ 制度の理解促進のため、部署ミーティングにて説 明を行う
- ・平成18年4月~ 制度の導入並びに社内報を作成し社員に周知す

目標2 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施 く対策>

- ・平成17年9月 年次有給休暇取得の現状を把握する
- ・平成17年10月~ 計画的な取得にむけて役員研修を計画期間に3 回行う
- ・平成18年4月~ 各部署において年次有給休暇の取得計画研修 を策定する
- ・平成18年10月~ 社内報などで社員に周知する

目標3 子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に 見ることが出来る「子ども参観日」の実施

<対策>

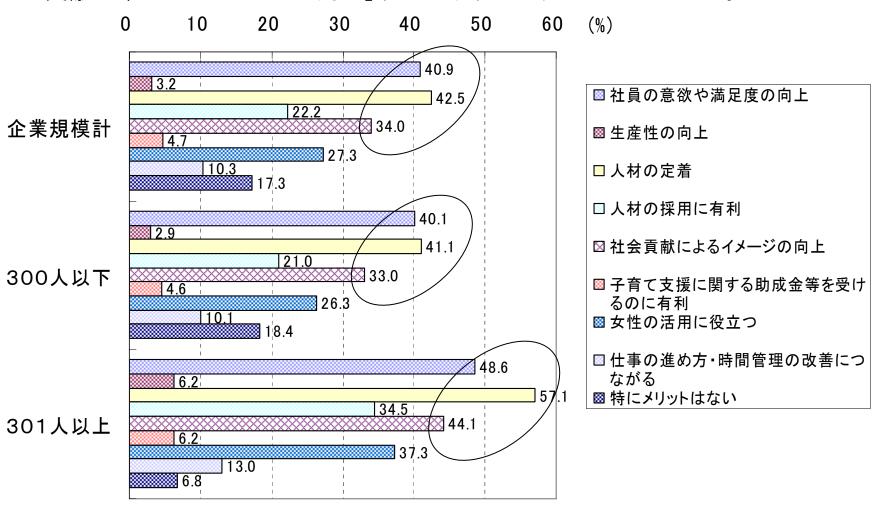
- ・平成17年10月 社内で受入方法や体制について検討する
- ・平成18年3月 社内報などで制度を社員に周知する
- ・平成18年4月~参観日を年1回設定し、開催する

URL

http://www.nagaoka-toso.co.ip/

行動計画策定のメリット

「人材の定着」(42.5%)、「社員の意欲や満足度の向上」(40.9%)、「社会貢献企業としてのイメージの向上」(34.0%)にメリットがあるとしている。



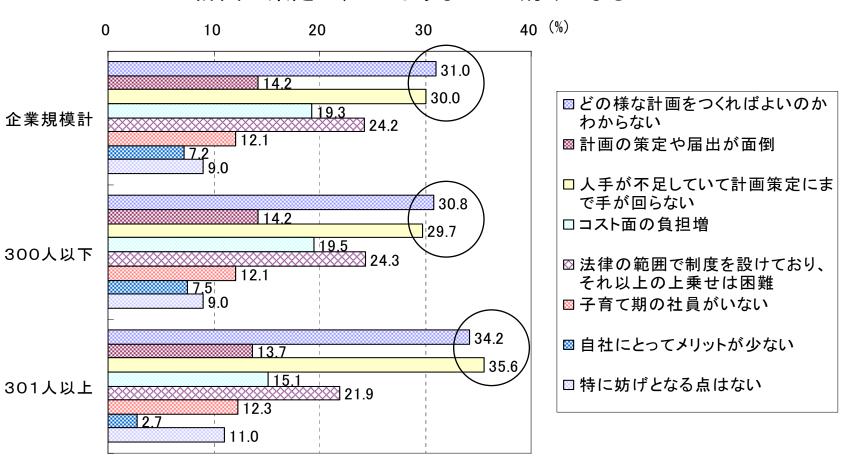
資料出所:「一般事業主行動計画策定支援事業報告書(平成18年)」

(厚生労働省委託事業 全国中小企業団体中央会)より厚生労働省において作成 20

計画策定の妨げとなる点

計画策定の妨げとなる点として、「どのような計画をつくればよいのか分からない」 (31%)、「人手が不足していて計画策定にまで手が回らない」(30%)が多い。

計画の策定に、どのようなことが妨げとなるか

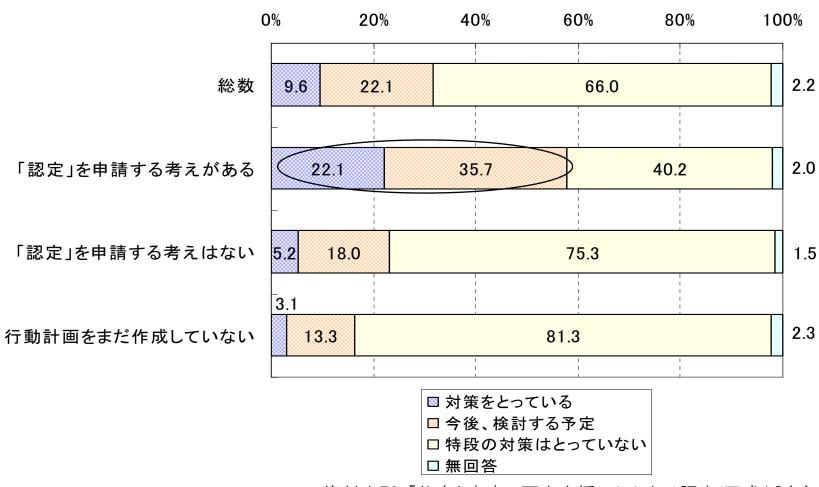


資料出所:「一般事業主行動計画策定支援事業報告書(平成18年)」 (厚生労働省委託事業 全国中小企業団体中央会)より厚生労働省において作成

認定取得に向けた取組の効果

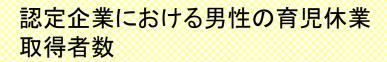
「認定申請をする考えがある」企業のうち22. 1%が何らかの男性の育児休業取得促進策を実施しており、今後、検討する予定を含めると、5割を超える。

男性の育休取得促進策の実施状況(次世代法の「認定」希望の有無別)

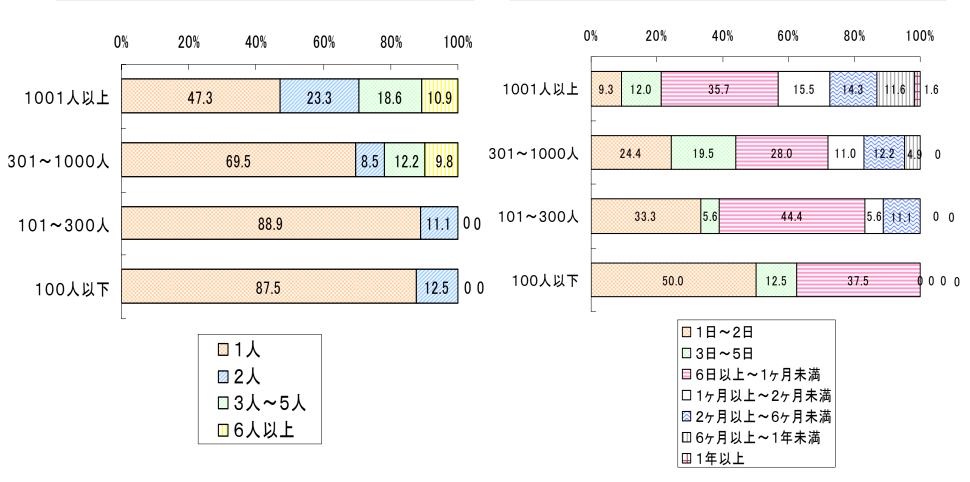


資料出所:「仕事と家庭の両立支援にかかわる調査(平成19年)」 ((独)労働政策研究・研修機構)

認定企業における男性の育児休業取得の状況



認定企業における男性の育児休業取得期間



※1社につき2人以上の男性の育児休業取得者がいる場合には、 最も長い育児休業取得者1人の期間

(平成19年9月末現在・厚生労働省調べ)

次世代育成支援対策に関する地域における取組体制

都道府県/市町村

事業主

地域行動計画

→地域における子育て支援や 母性、乳幼児の健康の確保・ 増進、教育環境の整備等を内 容とする行動計画(5か年)

特定事業主行動計画

→国及び地方公共団体等の 職員の仕事と子育ての両 立支援のための行動計画 (概ね5か年)

一般事業主行動計画

- →仕事と子育ての両立支援のための雇 用環境の整備等を内容とする行動計 画 (概ね2~5か年)
- *大企業:義務、中小企業:努力義務
- *一定の要件を満たした事業主を認定

参加

施策・取組への協力等

次世代育成支援対策地域協議会

- ・ 地方公共団体、事業主、子育でに関する活動を行う地域活動団体、保健・福祉・教育関係者等が組織
- *市町村及び都道府県の行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関する意見交換
- *一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関する情報交換
- *地域における子育てサービスの在り方等についての検討の実施
- *家庭教育への支援等についての検討の実施
- ※設置状況(18年10月1日現在) 設置済み、今後設置予定、既存の審議会等の活用を合わせると 、85.9%の地方公共団体で対応

次世代育成支援推進センター

- ・指定事業主団体による行動計画策定 に関する情報提供、相談等の実施
- *行動計画の策定・実施に関する講習会の開催
- *仕事と子育ての両立支援のための雇用 環境の整備についての相談 等
- ※指定状況(19年11月現在)全国で94団体を指定

屋生労働省/労働局雇用均等室

指定

次世代育成支援対策推進法関係の主な決定

◎次世代育成支援対策推進法(平成十五年七月十六日法律第百二十号) 附則

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ◎新しい少子化対策について(平成18年6月 少子化社会対策会議決定)
- 2 新たな少子化対策の推進
- (1)子育て支援策
- Ⅱ 未就学期(小学校入学前まで)
- ⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討

【資料】

- 2 新たな少子化対策の推進
- (1)子育て支援策
- Ⅱ 未就学期(小学校入学前まで)
- ⑤ 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の公表と従業員300人以下の企業の 行動計画策定を促進する。また、取組を強化するため次世代法の改正を検討する。